

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部

科学研究費等の競争的資金による研究活動の不正行為に関する調査等取扱内規

(総則)

第1条 この内規は、競争的資金等の管理・監査規程に基づき、科学研究費等の競争的資金（以下「科研費」という）による研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）に係る相談や告発の受付等、および調査、認定、公表等の取扱いについて定める。

(告発の受付体制)

第2条 不正行為に関する告発（本学及び配分機関の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という）を設置する。

- 2 設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、当該研究・配分機関内外に周知する。
- 3 告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるように受付窓口の体制を整える。
- 4 告発の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という）を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らう。
- 5 告発の受付から調査に至るまでの体制について、その責任者は総務部長をもって充てる。

(告発の取扱い)

第3条 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、直接行われるべきものとする。

- 2 原則として、告発は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。
- 3 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた機関はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 5 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

第4条 告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じる。

- 2 受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、

調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 3 調査事案が漏えいした場合、研究・配分機関は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 4 悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得る。
- 5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしない。
- 6 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしない。

（告発の受付によらないものの取扱い）

- 第5条 告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、研究・配分機関の判断でその事案の調査を開始する。
- 2 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、当該不正行為を指摘された者が告発があった場合に準じた取扱いをする。
 - 3 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る）ことを、当該不正行為を指摘された者が確認された場合、当該研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをする。

（告発に対する予備調査）

- 第6条 告発を受け付けた後速やかに、予備調査を行う。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。
 - 3 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。なお、告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安は30日以内とする。
 - 4 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

（告発に対する本調査）

- 第7条 本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- 2 調査機関は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。
 - 3 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安は 30 日以内とする。
 - 4 本調査に当たっては、外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - 5 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
 - 6 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
 - 7 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。
 - 8 本条の第 6 項と第 7 項に関して、調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に協力を要請する。協力を要請された当該機関は誠実に協力しなければならない。
 - 9 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
 - 10 本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動が行われた本学が調査機関となっていないときは、本学は調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

- 11 告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 12 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(告発に対する認定)

第8条 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安は150日以内とする。

- 2 調査委員会は、前項の期間を目安として調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。
- 3 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 本条の第2項と第3項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに学長に報告する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第9条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの認定)

第10条 調査委員会は、前条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等から判断するものとする。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

- 2 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、

実験試料・試薬等の不存など、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

- 3 第9条の説明責任の程度及び本条第2項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられるものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第11条 調査結果(認定を含む。以下同じ)は、速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ)に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 前項に加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- 3 悪意に基づく告発との認定があった場合は、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第12条 不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ定めた期間内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、調査委員会の判断に委ねられるものとする)は、その認定について、前条により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、調査機関が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときには、以後の不服申立てを受け付けないことができる。不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに被告発者に当該決定を通知する。
- 5 被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知す

る。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 6 調査委員会が再調査を開始した場合は、目安として 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに調査機関に報告し、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 7 本条第 2 項の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、被告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 8 本条第 2 項の不服申立てについては、調査委員会は目安として 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに学長に報告するものとする。当該結果は告発者、被告発者が所属する機関及び被告発者にも通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第 13 条 不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。
- 3 公表する調査結果の内容は、経緯・概要、調査体制・内容等、調査結果、不正行為の発生要因（再発防止策）を含むものとする。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第 14 条 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、本学の定めにより適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、当該者に対し本学の定めにより適切な処置を行う。

附則 この内規は平成 27 年 10 月 1 日から適用する。(平成 27 年 10 月 1 日制定)